

グループホームオアシスはぎ園 身体的拘束等適正化指針

1 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体的拘束等を安易に正当化することなく、職員全員が利用者への身体的・精神的弊害を理解し、身体的拘束等の適正化に向けた支援の実施に努めます。

2 身体的拘束等の適正化に向けた体制

身体的拘束等の適正化に向けて、各職種の専門性に基づくアプローチを行い、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

また、身体的拘束等実施の適否及び身体的拘束等によらない支援について協議・決定を行うことを目的とした身体的拘束廃止委員会を設置します。

(1) 委員会の構成

管理者、介護員、看護職員とします。また、委員会の責任者は管理者、担当者は計画作成担当者とします。

(2) 委員会の開催

3ヶ月に1回定期的に行うこととし、必要に応じて随時開催します。
また、結果について、職員に周知徹底を図ります。

3 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

身体的拘束等の適正化に向け、支援に携わるすべての職員に対して、利用者の人権を尊重した支援の励行を進めるとともに、身体的拘束等の適正化の基礎的内容や知識を普及・啓発することを目的とした研修を次のとおり実施し、その内容を記録します。

- (1) 定期的な教育・研修(年2回)
- (2) 新任者・転入者に対する研修
- (3) その他必要な教育・研修

4 身体的拘束等の対応に関する基本方針

身体的拘束等は行わないことが原則ですが、利用者本人及び他利用者の生命又は身体を保護するための措置として、やむを得ず身体的拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

(1) カンファレンスの実施

身体的拘束等を行わなければならない状況となった場合、拘束等による利用者の心身の損害よりも、拘束をしない場合のリスクの方が高く、①切迫性②非代替性③一時性の3要素の全てを満たしているか、身体的拘束廃止委員会を中心に、十分に検討を行

います。

(2) 本人や家族に対しての説明等

要件を検討・確認した上で、身体的拘束等を行うことを選択した場合は、身体的拘束等の内容、場所、時間帯、期間及び改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

(3) 記録と再検討

身体的拘束等を行った場合は、拘束に至る経過、拘束中及び拘束解除後の本人の状況等を記録し、2年間保存します。また、身体的拘束等の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。

(4) 拘束の解除

本人の状況の変化や支援の改善等により拘束が不要となった場合には、速やかに拘束を解除します。

5 身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由その他必要な事項を記録し、身体的拘束廃止委員会で報告します。

6 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は書面として備えおき、利用者または家族等関係者からの求めに応じ、閲覧に供するものとします。

また、ホームページに掲載し、常時閲覧が可能な状態にします。

7 その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体的拘束等を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- (1) 利用者主体の尊厳ある生活を送れるよう支援します。
- (2) 言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
- (3) 利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協同で一人ひとりに応じた丁寧な対応をします。
- (4) 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行為は行いません。
やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体的拘束廃止委員会において検討をします。
- (5) 「やむを得ない」ことを理由に拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるように努めます。

【参考】 身体拘束等の対象となる具体的な行為

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

「身体拘束ゼロへの手引き」平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」